

知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士  
山岡 修治

〒101-0047  
千代田区内神田1-2-2  
小川ビル7階  
神田合同税理士事務所  
TEL 03(3518)2711(代)  
FAX 03(3518)2712  
携帯 090(2212)0306  
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



今回の知っとくと得情報～税の豆知識～は、10月に消費税が10%に引き上げられることへの対応として、自動車関係の税制が改正されましたので、その詳細について説明いたします。

### 自動車税制改正の趣旨

消費税の増税により、保有に係る税負担を恒久的に引き下げることにより自動車ユーザーの負担を軽減し、消費税率引上げ前後での駆け込み購入や買い控えを防ぐために需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及を図ることとされています。

### 自動車に係る税金と具体的な改正内容

#### 1 購入時

自動車には購入や保有などの段階に応じて、様々な税金がかかります。

まずは**購入時**、現行は「自動車取得税」を納めますが、取得価額の3%（軽自動車は2%）が原則です。燃費のいい車には自動車取得税を安くする「**エコカー減税**」という仕組みもあります。

このエコカー減税の対象が4月から縮小されました。10月の消費増税時には、**自動車取得税自体が廃止**となりますが、代わって導入されるのが「**環境性能割**」です。これは燃費性能に応じて課税するもので、税率は取得価額の0～3%です。ただし、10月からの1年間は税率を0～2%に引き下げられます。

#### 2 保有時

自動車を**保有**している人が毎年支払うのが「自動車税」ですが、こちらは、**消費増税後に新たに購入した車を対象**に、年1000～4500円引き下げられます。

排気量2000cc以下のコンパクトカーが重点的に引き下げられ10～15%の減税になります。

例えば、1000cc以下の車は年2万9500円から年2万5000円と4500円も減ります。軽自動車の保有者が払う「軽自動車税」は年1万800円に据え置かれます（下段表）。

一方、一定の燃費基準を満たすと、**新車登録の翌年度の自動車税や軽自動車税を軽減する「グリーン化特例」**は、2021年4月以降に対象車種を絞り込みます。

また、購入時と車検の際に支払う「自動車重量税」は、19年5月から21年4月までエコカー減税の優遇措置を縮小し、新車登録時と初回の継続車検で免税となる車種は、電気自動車（EV）などに絞り込まれます。

#### ○自動車税（種別割）

2019年10月1日以降に初回新規登録を受けた家用の乗用車（登録車）の自動車税（種別割）の税率表

総排気量	改正前	改正後	減税額
1000cc以下	29,500	25,000	△4,500
1000cc超 1500cc以下	34,500	30,500	△4,000
1500cc超 2000cc以下	39,500	36,000	△3,500
2000cc超 2500cc以下	45,000	43,500	△1,500
2500cc超 3000cc以下	51,000	50,000	△1,000
3000cc超～			△1,000

### 環境性能割の詳細とその他の減税

#### 1 自動車税・軽自動車税

新たに「**環境性能割（燃費性能に応じて課税するもの）**」が導入されるため、現在の自動車税・軽自動車税は「種別割」とされ、自動車税・軽自動車税はこの「種別割」と「環境性能割」で構成されることとなります。

##### (1)種別割

令和元年（2019年）10月1日以降に新車新規登録を受ける自家用自動車について、自動車税種別割の税率が引き下げられます。下げ

幅は上段の表に記載してありますが、軽自動車税の税率は変更ありません。

## (2)環境性能割

自動車・軽自動車の取得価額に対して課される新たな税である「環境性能割」は、**環境性能の高い自動車へのインセンティブを強化するため創設**されたものです。自動車取得税の廃止後（2019年10月1日・消費税率引上げ時）に導入されます。

なお、特例措置が設けられており、導入から2020年9月30日までに取得した自家用車については、税率が1%分軽減されます。

## 2 エコカー減税

2019年4月1日から同年9月30日までの間に購入される乗用車（登録車・軽自動車）及びトラック・バスについて、自動車の燃費性能等に応じて、購入時に課税される自動車重量税と自動車取得税の税率を軽減するエコカー減税の軽減割合等が見直されました。

重量税については2021年3月31日まで2年間延長され、取得税については2019年10月の消費税率引上げ時に取得税自体が廃止されるまで6ヶ月延長されます。また、燃費性能に関する要件や軽減割合が見直されます。

## 3 グリーン化特例の見直し

(1) エコカー減税と同様に、環境性能の優れた自動車に対する優遇措置で、消費税率引上げに配慮し特例が延長された後、2021年度及び2022年度に購入される自家用の乗用車（登録車・軽自動車）について、自動車の燃費性能等に応じて、購入した翌年度に課税される自動車税（種別割）及び軽自動車税（種別割）の**税率を軽減する特例の適用対象が、電気自動車等に限定**されます。

(2) トラック・バス、営業用乗用車に係るグリーン化特例（軽課）は変更なく、現行の適用期限が2年延長されます。



## 「赤とんぼ」



「赤とんぼ」とは体の赤いトンボの総称ですが、一般的にはトンボ科アカネ属のアカアカネを指します。

アカアカネは秋の季語として有名ですが、実はほとんどの赤とんぼが6月末から7月初めに成虫になるので、夏にもたくさん飛んでいます。

アカアカネは夏の始めに山に移動して成熟します。成熟すると雌よりも雄のほうが鮮やかな赤に変化して、夏の終わりの暑さがやわらぐ頃、山から群れをなして下りてきます。

## 7月の税務と労務

- ・国税／6月分源泉所得税の納付 7月10日
- ・国税／納期の特例を受けた源泉所得税（1月～6月）の納付 7月10日
- ・国税／所得税予定納税額の減額承認申請 7月16日
- ・国税／所得税予定納税額第1期分の納付 7月31日
- ・国税／5月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）、11月決算法人の中間申告 7月31日
- ・国税／8月、11月、2月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 7月31日
- ・地方税／固定資産税（都市計画税）第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- ・労務／社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- ・労務／労働保険料（概算・確定）申告書の提出（全期・1期分）の納付 7月10日
- ・労務／障害者・高齢者雇用状況報告 7月17日
- ・労務／労働者死傷病報告（4月～6月分） 7月31日

## 8月の税務と労務

- ・国税／7月分源泉所得税の納付 8月13日
- ・国税／6月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 9月2日
- ・国税／12月決算法人の中間申告 9月2日
- ・国税／9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 9月2日
- ・国税／個人事業者の消費税等の中間申告 9月2日
- ・地方税／個人事業税第1期分の納付 都道府県の条例で定める日
- ・地方税／個人住民税第2期分の納付 市町村の条例で定める日